

養介護施設における高齢者虐待等への対応について

入所者に対する虐待と思われるケースを発見したら、施設内外の相談等窓口へ連絡してください。

ご連絡いただいた方のお名前は、施設側には伝えません。
また、「虐待である」という証拠は必要ありません。

施設職員には、福岡市へ連絡する義務があります。なお、連絡したことで不利益な待遇を受けないよう、法律で守られています。

「虐待かな？」「虐待になってしまうかも…」

- 入所者が食事をなかなか食べないので、従業員が無理やり口に入れている。
- 入所者に対して、赤ちゃん語を使うなど、子どものように扱っている。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話して入所者に恥ずかしい思いをさせたりしている。

相談・通報等

相談等

施設外 の相談・通報等受付窓口

施設内 の相談受付窓口

福岡市 虐待通報等受付窓口

(電話 092-711-4319)

受付時間：平日の午前9時～午後5時

苦情受付窓口

(施設長・生活相談員等)

※ 詳しい連絡先等は、施設内に掲示されています。また、入所時に交付された重要事項説明書等にも記載されています。

相談・通報等を受けたら

事実確認

現地調査等により、入所者の状況や事実関係を確認します。

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。
※ 必要に応じて福岡市養介護施設等高齢者虐待調査会を開催

虐待や不適切なケアが認められた場合

法令上の権限行使

虐待防止・高齢者保護を図るための関係法令に基づく報告徴収、立入検査等を行います。

調査等

報告

指導等

相談等を受けたら

事実確認

内部調査等により、事実関係を確認します。

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。

虐待があった場合

不適切なケアがあった場合

報告・改善

速やかに、報告・改善します。

改善

速やかに、改善します。

◆ 福岡市の在宅高齢者への虐待に関する窓口 ◆

○ 各区役所 地域保健福祉課 (権利擁護等担当)

・東区 (電話 645-1087) ・博多区 (電話 419-1099) ・中央区 (電話 718-1110) ・南区 (電話 559-5132)
・城南区 (電話 833-4112) ・早良区 (電話 833-4362) ・西区 (電話 895-7099)

○ 最寄りの「いきいきセンターふくおか」(福岡市地域包括支援センター)